

改正

平成18年12月21日条例第71号

平成19年6月29日条例第57号

平成20年7月1日条例第49号

平成27年12月21日条例第65号

新潟市小須戸温泉健康センター条例

(設置)

第1条 市民に健康増進，心身の保養及び憩いの場を提供し，並びに市民のコミュニティづくりに資するため，新潟市小須戸温泉健康センター（以下「センター」という。）を新潟市秋葉区天ヶ沢498番地1に設置する。

(施設)

第2条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 浴室
- (2) 休憩施設

(休館日)

第3条 センターの休館日は，次に掲げるとおりとする。ただし，市長が特に必要があると認める場合は，臨時にこれを変更することができる。

- (1) 毎月第2水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は，その翌日）
- (2) 12月31日

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は，午前10時から午後9時までとする。ただし，市長が特に必要があると認める場合は，臨時にこれを変更することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，センターの利用をさせない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) センターの施設又は設備を損傷し，又は汚損するおそれがあると認められる場合
- (3) 営利を目的として利用するおそれがあると認められる場合

(4) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める場合
(行為の禁止)

第6条 センターを利用するもの（以下「利用者」という。）は、センター内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為
- (2) 施設又は設備を損傷する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為
(行為の中止等の命令)

第7条 市長は、前条又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているものに対し、行為の中止、原状回復又はセンターからの退去を命じることができる。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第9条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者として指定するものとする。

- (1) センターの平等利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (3) 第7条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) センターにおける事業の企画及びその実施に関する業務
- (6) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第11条 利用者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、センターの入館料について、必要により回数利用券及び定期利用券を発行することができる。

4 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第12条 指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第14条 第12条の規定による免除及び前条の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(損害賠償)

第17条 利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しな

なければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則 (平成20年条例第49号)

この条例中第3条、第4条、第5条（新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例別表秋葉区の項の改正規定に限る。）及び第6条の規定は平成20年9月1日から、その他の規定は同年10月6日から施行する。

附 則 (平成27年条例第65号)

この条例は、平成28年2月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

区分			利用料金の額
入館料	1人1回につき	中学生以上の者	600円
		小学生	300円
		小学生未満の者	無料
小部屋利用料（入館料の外）	1室1回につき	3時間まで	2,000円
		3時間を超えた場合その超えた時間1時間につき	500円

備考 小部屋の利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。